柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例(抜粋)

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、<u>委員の互選</u>によりこれ を定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務 を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務(第2条第5号に掲げる所掌事務を除く。)を分掌させるため、その指名する<u>委員5人以上</u>をもって構成する部会を置くことができる。

(平27条例41・令4条例33・一部改正)

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから 部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議 会の議決とすることができる。

(合議体)

- 第6条の2 審議会は、第2条第5号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する<u>委員3人</u>をもって構成する合議体を置くことができる。
- 2 <u>前条第2項</u>,第3項及び第5項の規定は,<u>合議体について準用する</u>。 この場合において,同条第2項及び第3項中「部会長」とあるのは, 「審査長」と読み替えるものとする。

(平27条例41・追加, 令4条例33・一部改正)

(議事)

- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開く ことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき は、議長の決するところによる。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他の やむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に議事(第 2 条 第 2 号から第 4 号までの規定に係るものに限る。)に係る意見を求め、 その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をも って会議の議決に代えることができる。
- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定 について委員に報告しなければならない。
- 6 前各項の規定は部会の議事について、第 1 項から第 3 項までの規定 は合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、合 議体の議事について準用するときは、第 2 項中「の半数以上」とある のは、「全員」と読み替えるものとする。

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会運営要領(抜粋)

(部会)

- 第3条 条例第6条第1項の規定により部会を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、<u>審議会が必</u>要と認めるときとする。
 - (1) 調査審議又は建議に係る事件が相当数あり、すべての事件の調査審議を終了するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合
 - (2) 調査審議又は建議に係る事件につき、特定の事項を個別かつ具体的に検討する必要がある場合
- (3) その他部会に調査審議をさせることが適当と認められる場合2 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(合議体)

- 第4条 条例第6条の2第1項の規定により合議体を置くことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、<u>***</u> 養が必要と認めるときとする。
 - (1) 公正かつ迅速に調査審議を行うため、合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合
 - (2) その他合議体に調査審議をさせることが適当と認められる場合
- 2 審査長は、合議体における調査審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。